

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年12月25日 09時32分ごろ
発生場所	宮城県 ^{わたり} 亶理町荒浜漁港東方沖 荒浜港南導流堤仮設灯台から真方位083° 3.9海里（M）付近 （概位 北緯38° 02.5′ 東経141° 00.6′）
事故の概要	漁船 ^{たいかい} 大海丸は、揚網作業を行いながら東進中、また、漁船 ^{やまもと} 第一山元丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年1月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大海丸、6.6トン MG2-4101（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第一山元丸、6.6トン MG2-4251（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船尾部外板に破損等 B 左舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、 ^{たちう} お刺し網漁の目的で、 令和5年12月25日07時10分ごろ荒浜漁港を出港し、同漁港東 方沖の漁場に到着後、漁ろうに従事していることを示す形象物を表示 して、針路090°（真方位、以下同じ）、約0.1ノット（kn）の 速力（対地速力、以下同じ。）で揚網作業を開始した。 船長Aは、二つ目の刺し網の揚網作業に取り掛かったところで、主 機を中立運転とした。このときA船に向かって接近するB船を認めた が、B船がいずれA船を避けてくれると思ひ、揚網作業を続けていた ところ、B船が左舷側至近となり、左舵を取って主機を半速力前進と したものの、A船とB船とが衝突した。 船長Aは、両船共に自力航行が可能であることを確認し、携帯電話 で所属する漁業協同組合に本事故発生時の連絡を行うとともに、荒浜漁 港に入港後、海上保安庁に通報を行った。 船長Aは、後日、亶理町内の医療機関を受診し、 ^{けいついねんざ} 頸椎捻挫と診断さ れた。

	<p>船長Aは、同じ漁業協同組合に所属する船長Bをふだんからよく知っており、揚網作業中のA船をB船が必ず避けていたので、汽笛による注意喚起や余裕のある時機に移動するなどの動作を行わなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、ひらめ刺し網漁の目的で、12月25日09時00分ごろ荒浜漁港を出港し、同漁港東方沖の漁場に向かった。</p> <p>船長Bは、漁場に到着した後、魚群探知機（以下「魚探」という。）を作動させ、手動操舵により、針路180°、約20knの速力で魚探の映像を見ながら、投網する場所を探していたところ、船首至近となったA船に気付いたものの、何もできないまま、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、荒天で出漁できなかつた日が続いており、早く投網したかったので、前路を一見して航行に支障となる他船はいないと思い、魚探の映像を見ることに気を取られ、前方を見ていなかったと本事故後に思った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、揚網作業を行いながら東進中、船長Aが、A船に向けて衝突のおそれがある態勢で接近するB船を認めたものの、いずれ航行中のB船が揚網作業中のA船を避けるものと思ひ、B船の動静について継続的に注意を払っていなかったことから、B船に対する避航動作が遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、投網する場所を探しながら南進中、船長Bが、前路を一見して航行の支障となる他船はいないものと思ひ、魚探の映像を見ることに気をとられ、船首方の見張りを適切に行わなかったことから、揚網作業中のA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、荒天で出漁できなかつた日が続いており、早く投網しようとして、魚探の映像を見ることに気を取られ、前方を見ていなかったことから、A船に気付くのが遅れたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が揚網作業を行いながら東進中、B船が投網する場所を探しながら南進中、船長Aが、いずれ航行中のB船が揚網作業中のA船を避けるものと思ひ、B船の動静について継続的に注意を払っていなかったため、B船に対する避航動作が遅れ、また、船長Bが、前路を一見して航行の支障となる他船はいないものと思ひ、魚探の映像を見ることに気をとられ、船首方の見張りを適切に行わなかったため、A船に気付くのが遅れたことにより、A船に対する避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- ・ 船長は、操業中、自船に向かって航行する船舶を認めて避ける様子が無い場合、注意喚起信号又は警告信号を行うとともに、余裕のある時機に移動するなど、早めに衝突を避けるための措置を採ること。
- ・ 船長は、漁場を探す際、前路に他船が無いと思わず、また、魚探の映像に集中し過ぎることなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

